

・家計急変者に該当する目安は下記のとおりです。

申請時点の世帯の人数	非課税相当収入限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例) 夫婦子1人	168.0万円
4人 (例) 夫婦子2人	209.7万円
5人 (例) 夫婦子3人	249.7万円
6人 (例) 夫婦子4人	289.7万円

(注)

世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者
(収入金額103万円以下の者)
- ・扶養親族(16歳未満の者も含む)

※収入が非課税相当収入限度額を上回る場合でも、経費を差し引いた所得で認められることもあります。